

# 三番瀬の再生事業に係る基礎的な調査の説明会

平成16年10月26日(火)  
船橋商工会議所  
午後6時から午後8時

## 次 第

- 1 開 会
- 2 あいさつ
- 3 説明内容
  - (1) 三番瀬に係る基礎的な調査について
    - ・ 三番瀬漁場再生調査事業について
    - ・ 市川海岸塩浜地先護岸改修に係る調査について
    - ・ 三番瀬「自然環境の科学的な情報の集積事業」について
    - ・ 三番瀬「市民参加による現地調査事業」について
  - (2) その他
- 4 質疑応答
- 5 閉 会

## 平成16年度 調査事業の概要

### 県が実施する調査事業

項 目	内 容
1 三番瀬漁場再生調査事業	三番瀬を優良な漁場として再生するため必要な調査を実施する。 調査内容 アオサ調査 アサリ調査 藻場造成調査 〔予算 22,407 千円〕
2 市川海岸塩浜地先護岸改修に係る調査	平成16年度においては、環境影響調査等を実施する。 〔予算 50,000 千円〕
3 三番瀬の「自然環境の科学的な情報の集積事業」	三番瀬の継続的な観測・記録調査（モニタリング） 鳥類や海生生物等の自然環境を県民主体でモニタリングする。 自然環境のデータベース構築 再生事業の評価を行うために必要な鳥類や海生生物等の過去のデータも含めデータベースを構築する。 〔予算 17,226 千円〕

### 市民提案の調査

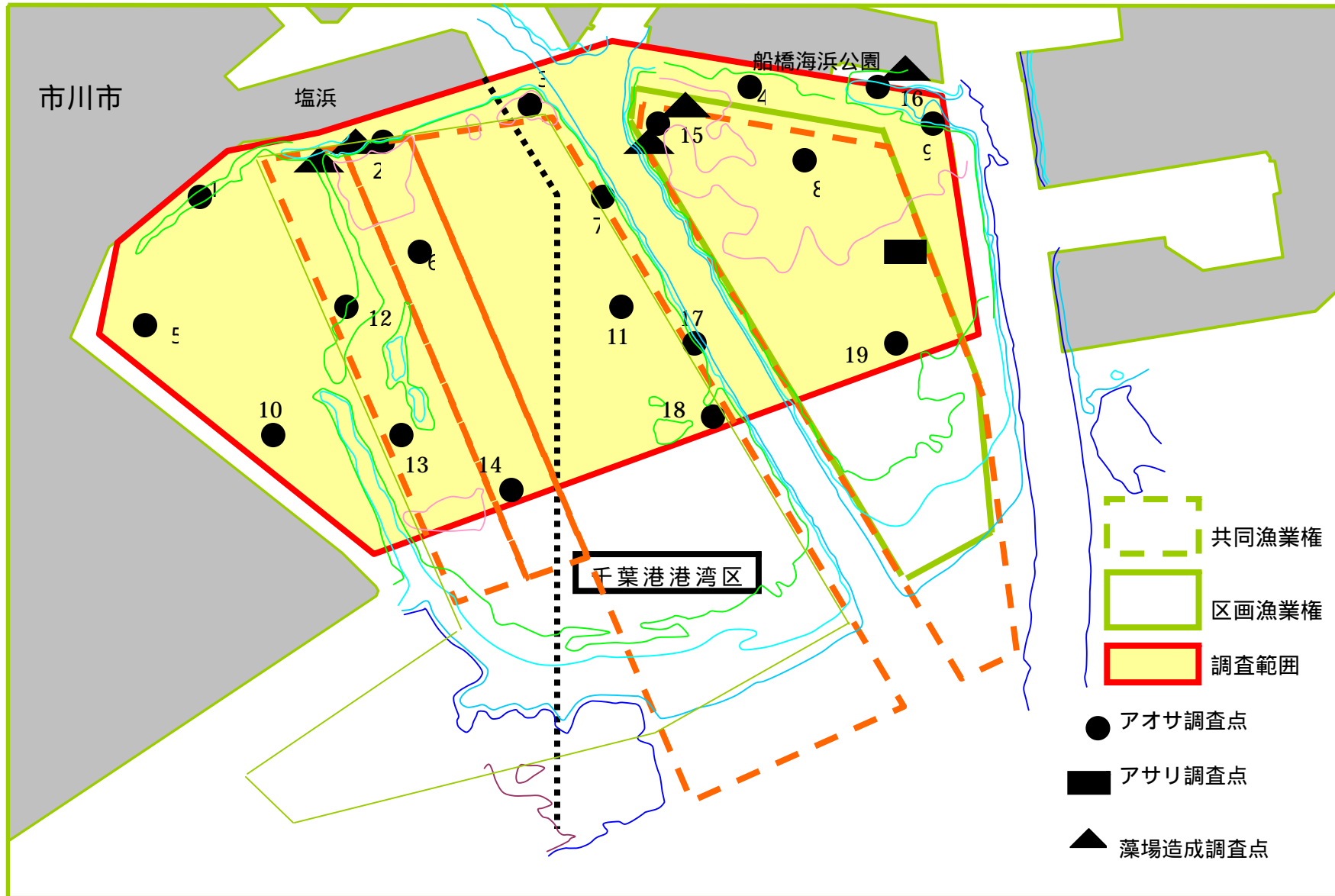
項 目	内 容
1 三番瀬「市民参加による現地調査事業」	市民参加の現地調査を希望していることから、環境NPOの意向に沿った市民調査を企画し、学識経験者にも参加を依頼し、市民がだれでも参加できる調査 なお、調査結果については、別途構築する「自然環境データベース」のデータとして活用することも、併せて検討する。

## 平成16年度「三番瀬漁場再生調査事業」について

平成16年10月26日  
水産局漁業資源課

- 1 趣 旨  
三番瀬を優良な漁場として再生するため必要な調査を実施する。
- 2 調査事項
  - (1) アオサ調査  
三番瀬において操業及び資源の再生産に支障があるアオサの種ごとの発生量を把握し、効果的に回収、処理、有効活用できるシステムを構築するために必要な調査を行う。
  - (2) アサリ調査  
冬季のアサリ大量減耗の主因の一つと考えられる強波浪を軽減するための施設をアサリ漁場内に設置し、波浪減耗と砂面変動の実態を把握するとともに実証施設による保護効果を確認するための調査を行う。
  - (3) 藻場造成調査  
アマモ等による藻場造成の効率的手法を開発するために必要な調査を行う。
- 3 調査内容
  - (1) アオサ調査
    - 発生量調査  
(種類・場所ごとの発生量把握)
    - 効率的な回収手法の検討
    - (時期、回収器具の検討)
    - マリンサイレージ化試験
    - (海藻の餌料化試験)
  - (2) アサリ調査
    - 波浪減衰区生残試験  
(支柱柵設置による波力ごとの試験区を設け、生残・分布状況の把握)
    - 波高観測  
(波高による砂の移動調査)
  - (3) 藻場造成調査
    - 生息環境調査  
(水温、光量等の調査)
    - アマモ移植・播種試験  
(実験区に移植・播種し成長・生残の確認)
    - アマモ種苗育成試験  
(採取した種を屋内で培養・育成)

平成16年度 三番瀬漁場再生調査事業 調査点



## 市川海岸塩浜地先護岸改修に係る調査について

平成 16 年 10 月 26 日  
県土整備部 河川計画課・河川環境課

### 1. 概要

市川塩浜護岸は、老朽化と沈下が著しく早急に改修する必要があることから、護岸設計に必要な基礎データである「深浅測量」、「地質調査」、「環境基礎調査」に着手する。

### 2. 調査の内容

#### 1) 深浅測量

海底の起伏等によって生息する生物が異なることから、水深を調査する。

#### 2) 地質調査

海と陸との連続性の確保を考慮して、透水性などを検討するためボーリングによって地下水位と地質構成を把握する。

#### 3) 環境基礎調査

##### 生物調査

貝類やイソギンチャク、ゴカイなどの「底生生物」と既設護岸に付着しているフジツボなどの「付着生物」について調査する。

##### 波の解析

背後の街づくり等に配慮し、三番瀬の高潮対策について具体的な検討を行う。

### 3. 調査時期

関係機関との調整が整い次第、11月の早い時期に調査に着手する予定である。

### 4. 調査場所

浦安市入船地区から市川市塩浜2丁目・3丁目にかけての護岸背後と、護岸からおおむね海側へ50mの海域の範囲である。

### 5. その他

環境基礎調査のうち、生物調査については具体的な調査の時期や方法などについて、資料が整い次第ホームページ等でお知らせする。

## 三番瀬の「自然環境の科学的な情報の集積事業」について

平成16年10月26日  
三番瀬再生推進室

## 1 目 的

三番瀬の「自然環境の科学的な情報の集積事業」は、自然環境のデータベース構築や継続的な観測・記録調査（モニタリング）により、三番瀬の自然環境についての知見を集積し、三番瀬の再生を科学的に支える事業として実施するものである。

## 2 事業内容

- (1) 三番瀬の継続的な観測・記録調査（モニタリング）（概要は別紙 1）  
鳥類や海生生物等の自然環境を県民主体でモニタリングするものである。
- (2) 自然環境のデータベース構築（概要は別紙 2）  
三番瀬の自然環境を再生するに当たっては、NPOや県による自然環境の継続的なモニタリングを行いながら、その結果を迅速に評価し、事業に反映していくという順応的な管理が求められており、その評価を行うために必要な鳥類や海生生物等の過去の調査データも含めたデータベースを構築するものである。

## 3 事業手法

- (1) 三番瀬の継続的な観測・記録調査（モニタリング）  
事業の実施を希望するNPOを公募し、選定して決める。  
なお、対象者は、学識経験者等により構成される「選定委員会」を設置し、選定する。
- (2) 自然環境のデータベース構築  
学識経験者の助言を受けながら、委託事業として実施する。  
データベースの活用方法としては、(仮称)三番瀬再生会議の下部組織として設置する予定の「評価委員会」並びに一般県民への情報提供が主なものである。

## 4 事業スケジュール

- (1) 三番瀬の継続的な観測・記録調査（モニタリング）
  - 11～12月 事業実施者の公募
  - 12月 委託事業者の選定
  - 12～3月 事業実施
- (2) 自然環境のデータベース構築
  - 11～12月 事業委託
  - 12～3月 事業実施

## 三番瀬「自然環境データベース構築事業」について

平成16年10月26日

三番瀬再生推進室

### 1 目的

三番瀬の自然環境の再生事業を行うにあたっては、NPOや県による自然環境の継続的なモニタリングを行いながら、その結果を迅速に評価し、事業に反映していくといった順応的な管理が求められている。

そのために、今後実施する自然環境のモニタリングについては、専門家による提案が行われており、その結果を評価するために必要な、過去の調査データも含めたデータベースを構築し、変化の評価を迅速に行えるようにすることを目的とする。

### 2 内容

過去の調査データを一元管理するデータベースを構築し、新たに行うモニタリング調査の結果を図やグラフ等を用いて、過去の状況との変化が確認できるようにする。

具体的な図表は、平成14年度調査と補足調査を比較した総合解析で作成した比較図表と同様の図表を作成できるようにする。

#### (1) 過去に行った調査結果の電子ファイルを統合・再整理を行う。

(ファイルの整理方法をあわせて統合し、地点調査番号、生物名等を整理し、使いやすいように重ね合わせ、検索等の新たな機能を加える。)

これを行うことによって、

様々な調査結果を重ね合わせて表示する等、または過去の状況との変化を図で確認することができる。

種名や調査地点等によって調査データの変化を過去から現在までとおして検索することができる。

#### (2) さらに今後の使用に備えて以下の機能とデータを入力する。

参考のため、三番瀬周辺だけではなく東京湾や盤洲干潟など他地域での調査結果を地図等とともに表示することができる。

生物種については、その姿が見れるように写真、絵などを見ることができるようにする。

### 3 対象とするデータ

三番瀬についてこれまでに行った次の調査結果を対象とする。

なお、その他にも入手可能なデータについては、逐次追加ができるようにする。

- ・魚類の調査結果
- ・底質環境・底生生物調査結果
- ・鳥類調査結果
- ・地形及び水質調査結果

## 三番瀬環境モニタリング調査（NPO委託事業）

平成16年10月26日  
三番瀬再生推進室

## 1 目的

三番瀬の環境の変化をモニタリングしていくため、三番瀬を生息域とする鳥類、海生生物等を対象とした生息状況等調査を県民が主体で行う。

## 2 実施方法

前年度 NPO に作成してもらった調査マニュアルに基づいた三番瀬の環境のモニタリング調査を、公募により募集したNPOに委託して行う。

また、前年度マニュアルの作成を行っていない対象生物については、前年度に引き続き、調査マニュアルの作成も含めた委託を行う。

なお、調査の精度を上げるため専門家による指導が受けられるような仕組みづくりも併せて行う。

## 3 事業内容

三番瀬を生息域とする鳥類、海生生物（魚類、底生生物等を含む）等の生息状況のモニタリング調査

例：

（鳥類）

鳥類行動の定点観察調査、標識による広域行動調査、カウント調査等

（海生生物）

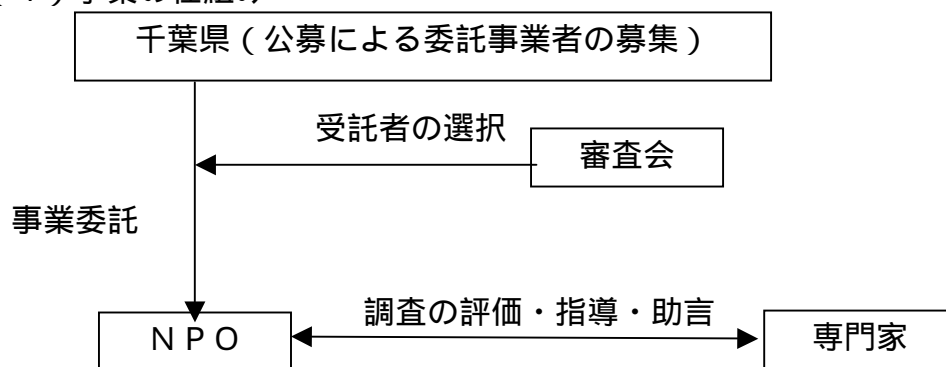
網や採泥器を使った採取、採取物の分析等

事業受託者を選択するための審査会の設置

専門家による指導体制の確立

調査手法、データの取扱い等について、専門家から指導・助言を受けることを委託で義務付ける。（NPOが大学との連携、又は県で専門家を紹介）

## (4) 事業の仕組み





## 三番瀬「市民参加による現地調査事業」の実施について

平成16年10月26日

三番瀬再生推進室

### 1 目的

三番瀬「市民参加による現地調査事業」については、市民参加型の調査事業として、三番瀬の再生を市民レベルで進める上で必要な事業であることから、学識経験者にも協力をお願いし、市民、学識経験者、環境NPOが協働して進めることを目的とする。

### 2 事業内容

市民参加型の調査として希望する現地調査を、環境NPO、市民と意見交換を行いながら、調査計画を決定することとする。

### 3 事業手法

三番瀬「市民参加による現地調査事業」の実施について、市民、環境NPOに対し事前に説明し、意見交換を行う。

県は、三番瀬「市民参加による現地調査事業」(概要は別紙-1)について、学識経験者にも協力をお願いし、市民、環境NPO、学識経験者及び県が協働して事業を実施する。

### 4 事業スケジュール

11月	事前説明
11月～12月	調査計画のまとめ
12月～2月	調査の実施
3月	調査結果のまとめ、公表

### 5 その他

市民が自ら三番瀬のモニタリングについて実施することを希望する場合は、別途実施する「三番瀬環境モニタリング調査事業」の活用を進めることとする。

## 三番瀬「市民参加による現地調査事業」について(案)

平成16年10月26日

三番瀬再生推進室

### 1 事前説明

市民・環境 NPO に対し、事業内容について事前説明を行うとともに、主体的に調査計画をまとめる者を決めてもらう。

### 2 調査計画（案）の策定

市民・環境 NPO は、自ら希望する調査内容を調査計画（案）としてまとめる。

### 3 学識経験者への協力要請

県は、市民参加による現地調査事業の実施に必要な学識経験者に対し、協力要請を行う。

### 4 調査計画のまとめ

県は、市民・環境 NPO が希望する調査内容を専門分野とする学識経験者とも調査内容について相談し、場合によっては市民・環境 NPO と学識経験者との意見交換会を開き、調査計画を決めることとする。

### 5 計画内容の広報

県は、まとまった調査計画に基づき実施する現地調査について、三番瀬のホームページ等を活用し、広く周知する。

### 6 現地調査の実施

県は、調査計画に基づき、現地調査を開催する。

### 7 調査結果の取りまとめ

市民・環境 NPO は、調査結果について学識経験者の指導を受け、取りまとめる。

### 8 調査結果の公表

県は、調査結果を公表する。